破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６８６号

埼玉県所沢市北原町870番地の５　パークハイツ1107

債務者　藤井　秀樹

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７９１号

仙台市青葉区堤町３丁目３番60号、従前の住所仙台市太白区向山３丁目９番15号

債務者　四倉友香理（旧姓栗塚）

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　治子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２２号

宮城県岩沼市押分字奥山167番地

債務者　木枝　一彦

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６２号

神戸市灘区鶴甲２丁目４番５―408号

債務者　カラオケ太陽こと　上林　陽太

1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９号

群馬県館林市大手町６番38号

債務者　小島紀美子

1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３３０号

山梨県甲州市塩山上於曽1876番地４

債務者　萩原　保子

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号

鳥取県米子市富益町５番地38

債務者　釜田　公文

1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４２５号

愛媛県松山市和泉南５丁目９番15号

債務者　本田　庄一

1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４７号

愛媛県西条市樋之口27番地６

債務者　白石　　泉

1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４１２号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸407番地

債務者　目黒幸二郎

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５８７号

東京都板橋区三園２丁目17番５―304号セザールリバーサイド西高島平

債務者　森　　文雄

1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９５号

埼玉県川越市大字小堤418番地13

債務者　中村倭文男

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９６号

埼玉県川越市大字小堤418番地13

債務者　中村壽美子

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２５９号

名古屋市南区堤町５丁目10番地　フラット道徳103号

債務者　後藤　　洋

1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７号

愛知県豊橋市西小池町14番地　102

債務者　田中美代一

1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚公美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部